

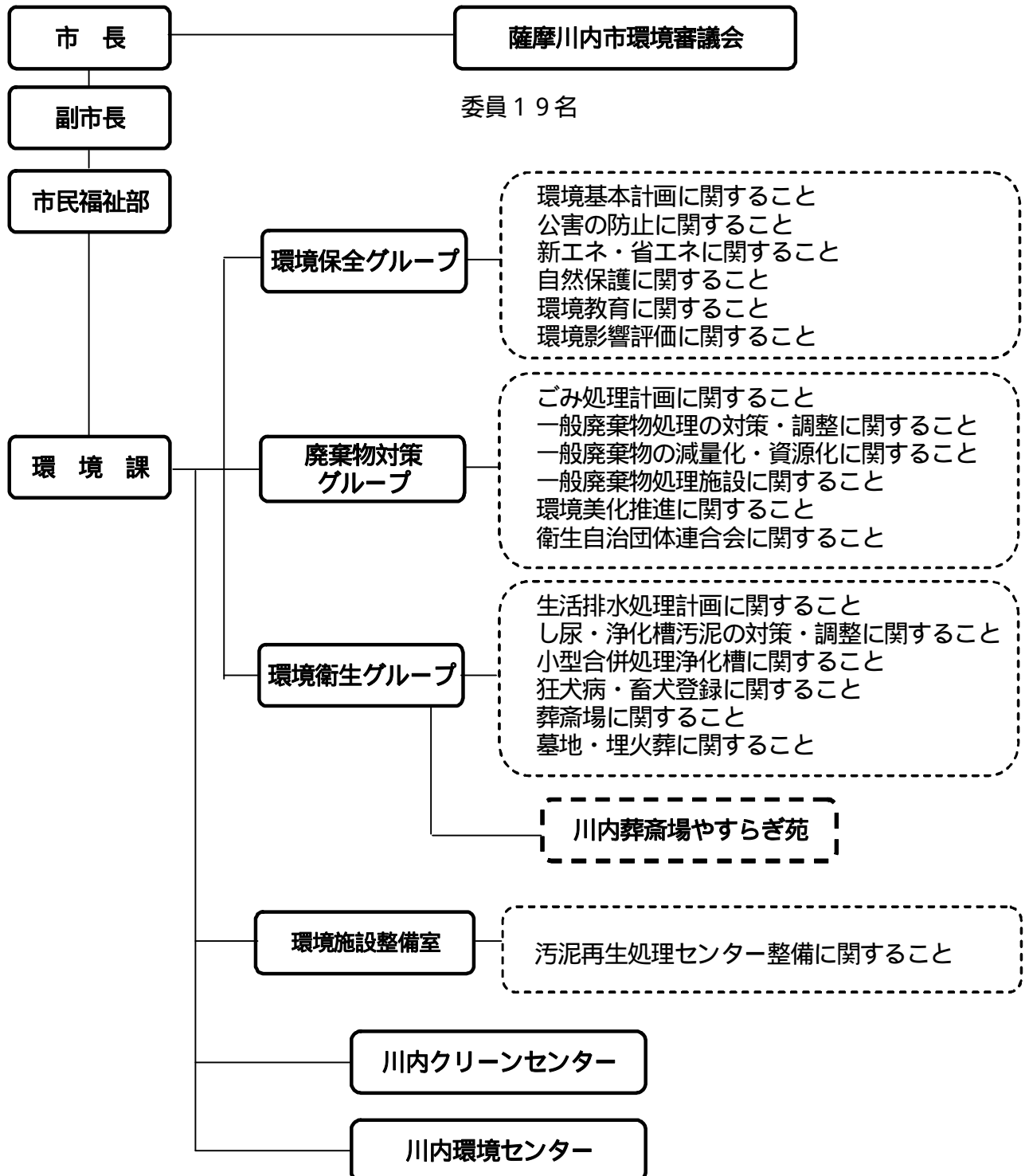
第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政機構

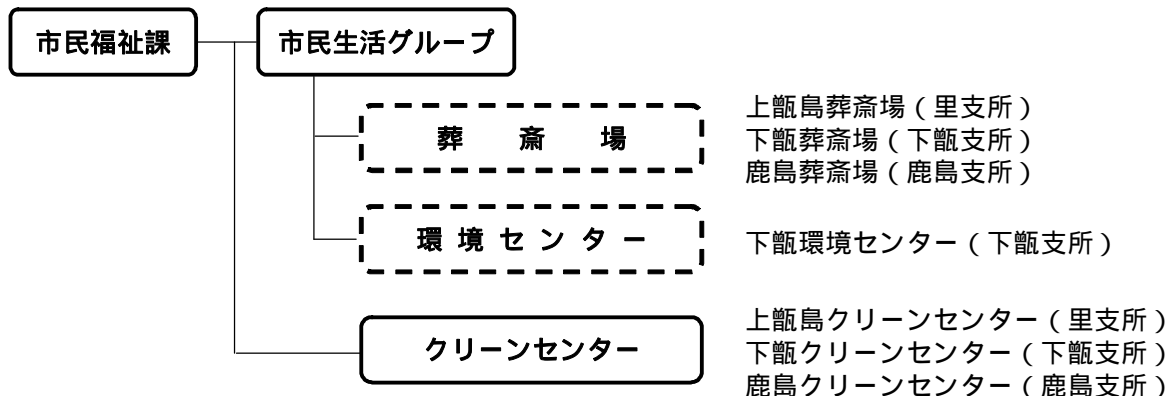
1 行政組織

図表2-1 環境行政組織（平成20年4月1日～）

〔本庁〕



支 所



2 環境審議会

薩摩川内市環境基本条例第 12 条の規定により、環境保全に関する基本的事項を調査審議するため薩摩川内市環境審議会を設置しました。

審議会は、25 名以内の委員で構成組織することになっており、学識経験者 10 名、公共的団体代表者 9 名、計 19 名で組織されています。

図表 2-2 薩摩川内市環境審議会委員（平成 21 年 1 月 1 日現在）

任期：平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日

選出区分	選 出 団 体	役 職	氏 名	備 考
学識経験者 (10名)	鹿児島大学 理学部	教授	富安 卓滋	会長
	鹿児島大学 工学部	准教授	下茂 徹朗	
	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部教授	瀬戸口 賀子	
	川内職業能力開発短期大学校	校長	広岡 繁	
	川内川河川事務所	副所長	山本 佳久	
	川内市医師会	副会長	福山 廣	
	鹿児島県環境放射線監視センター	所長	大淵脇 久治	
	鹿児島県北薩地域振興局	衛生・環境課長	諏訪田 悟	
	蘭牟田池のベッコウトンボを保護する会	世話人	山元 正孝	
	環境美化推進員		小園 アサ子	
公共的団体 (9名)	薩摩川内市衛生自治団体連合会	会長	春田 和満	副会長
	薩摩川内市女性団体連絡協議会	会員	園田 クミ	
	薩摩川内市商工会	会員	岩下 ツキミ	
	さつま川内農業協同組合	女性部長	宮元 泰子	
	北薩森林組合	副組合長	下大迫 長徳	
	川内市漁業協同組合	副組合長	川添 賢一	
	甌島漁業協同組合	副組合長	中野 淳	
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	堀ノ内 初雄	
薩摩川内市校長会	南瀬小学校長	中田 眞弓		

第2節 環境保全に関する施策

1 環境保全に関する条例

(1) 薩摩川内市環境基本条例

本市の環境の保全について基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第171号)

(2) 旧川内市公害防止条例

公害の発生を未然に防止することを基本理念として、市民、事業所、市の果すべき責務を明確にし、公害対策を積極的に推進することによって、市民の健康を保護し、生活環境を守ることを目的に旧川内市で制定しました。本条例は、全市域を対象とした新条例を制定するまでの間、暫定的に施行しており、川内地域のみが対象となっています。(S49.4.1 条例第20号)

(3) 薩摩川内市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例

廃棄物の適正処理、減量化、資源化及び市の区域内の清潔の保持を維持するために、市民、事業者、市の責務を明確にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、廃棄物の発生を抑制し、かつ、資源を有効に利用する社会の実現を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第163号)

(4) 薩摩川内市環境美化推進条例

市民、事業者、市が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、市の美しい自然及び良好な生活環境を確保することを目的に制定しました。(H16.10.12 条例第175号)

2 薩摩川内市環境基本計画

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化は、廃棄物問題、自動車公害や生活排水問題などの都市・生活型の環境問題を顕在化させることとなりました。

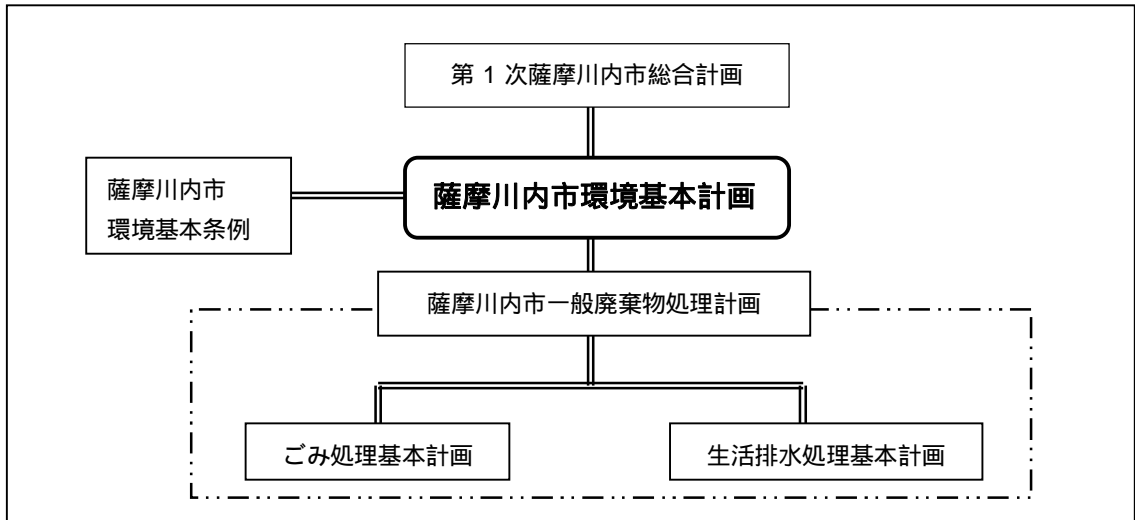
また、近年は地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題も生じており、環境問題は身近な生活環境の問題から地球規模の環境問題まで幅広く複雑なものになってきています。

本計画は、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年9月に計画決定しました。

図表 2 -3 計画期間

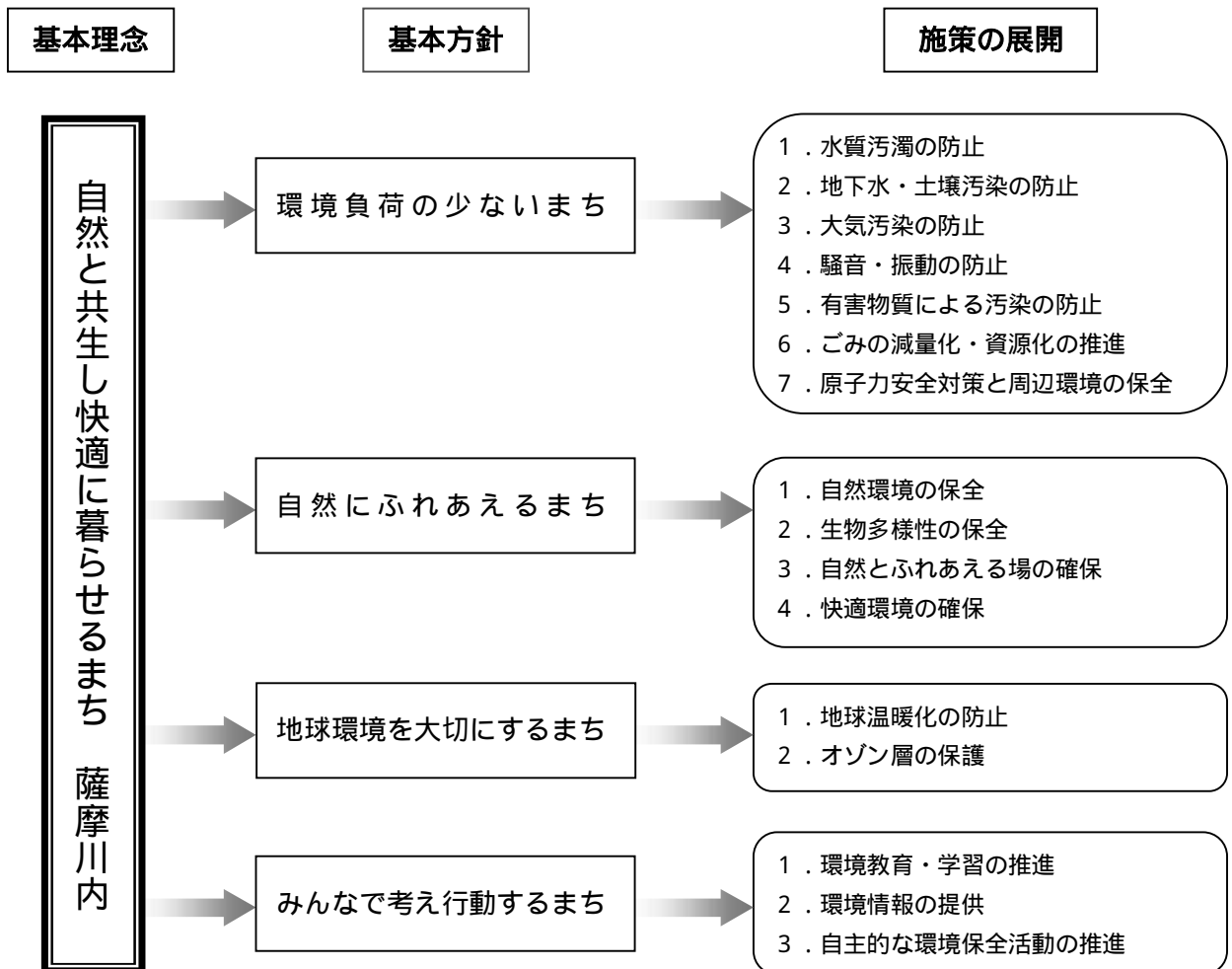
年 度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第1次薩摩川内市 総合計画	基本構想	10年間									
	基本計画	上期5年					下期5年				
薩摩川内市環境基本計画		8年間									

図表 2 -4 計画の位置付け



本計画は、「第1次薩摩川内市総合計画」を上位計画と位置付け、環境保全の施策を総合的かつ計画的に推進する

図表 2 -5 計画の体系



3 薩摩川内市地球温暖化防止実行計画

市自らが地球温暖化防止に向けた取組を率先して進めるため、平成 18 年に「薩摩川内市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の全ての部局・機関で省エネルギーの推進やリサイクルの徹底など、温室効果ガスの排出抑制のための行動を実施しています。

計画の実施期間は平成 18 年度から平成 22 年度までです。

なお、平成 19 年度の取組状況は、図表 2-6～図表 2-8 のとおりです。

図表 2-6 数値目標設定項目の取組状況

項目	平成 22 年度における目標値 (対 17 年度比)	平成 19 年度実績
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	6%削減	4.5%削減
電気使用量 (kWh)	1.5%削減	0.7%削減
都市ガス (m ³)	1%削減	1.9%増加
液化石油ガス (m ³)	3%削減	50.5%削減
A重油 ()	1%削減	21.7%削減
軽油 ()	5%削減	8.0%削減
灯油 ()	1%削減	8.9%削減
ガソリン ()	5%削減	3.1%削減

図表 2-7 温室効果ガス排出量の状況 (kg-CO₂)

項目	平成 17 年度 (基準年度)	平成 19 年度	基準年に対する比率
二酸化炭素	27,283,781	26,019,258	4.6%
メタン	294,572	292,830	0.6%
一酸化二窒素	619,816	612,360	1.2%
ハイドロフルオロカーボン	6,786	6,864	1.1%
温室効果ガス総量	28,204,955	26,931,312	4.5%

平成 17 年度 (基準年度) 排出量を、実績年度係数により再計算した排出量と、実績年度排出量を比較評価することとなっている。

図表 2-8 市環境物品等調達方針に基づく調達状況

分野	調達推進品目数	環境物品調達割合
用紙類	7	95.3%
文具類	55	89.0%
機器類	10	70.5%
OA機器	13	98.1%
家電製品	4	100.0%
エアコンディショナー等	3	実績なし
照明	3	68.6%
自動車	1	75.0%
印刷	1	68.0%

4 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価法

環境影響評価(環境アセスメント)は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

環境影響評価法は、このうち、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続等を定めるものであり、平成9年6月に制定され、平成11年6月から全面施行されています。

図表 2 -9 環境影響評価法対象事業

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車国道	すべて	-
首都高速道路等	すべて(4車線以上)	-
一般国道	4車線以上・10km以上	7.5km以上 10km未満
大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	15km以上 20km未満
2 河川		
ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上 100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	75ha以上 100ha未満
湖沼水位調節施設	変更面積100ha以上	75ha以上 100ha未満
放水路	変更面積100ha以上	75ha以上 100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道(規格新線含む)	すべて	-
普通鉄道(地下化、高架化を含む)	10km以上	7.5km以上 10km未満
軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m以上 2,500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	2.25kW万以上 3万kW未満
火力発電所(地熱以外)	出力15万kW以上	11.25kW万以上 15万kW未満
火力発電所(地熱)	出力1万kW以上	7,500kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	-
6 廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上 30ha未満
7 公有水面の埋立及び干拓	50ha超	40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる)		
環境事業団	100ha以上	75ha以上 100ha未満
都市基盤整備公団	100ha以上	75ha以上 100ha未満
地域振興整備公団	100ha以上	75ha以上 100ha未満
港湾計画(港湾アセスの対象)	埋立・掘込み面積300ha以上	

(2) 鹿児島県環境影響評価条例

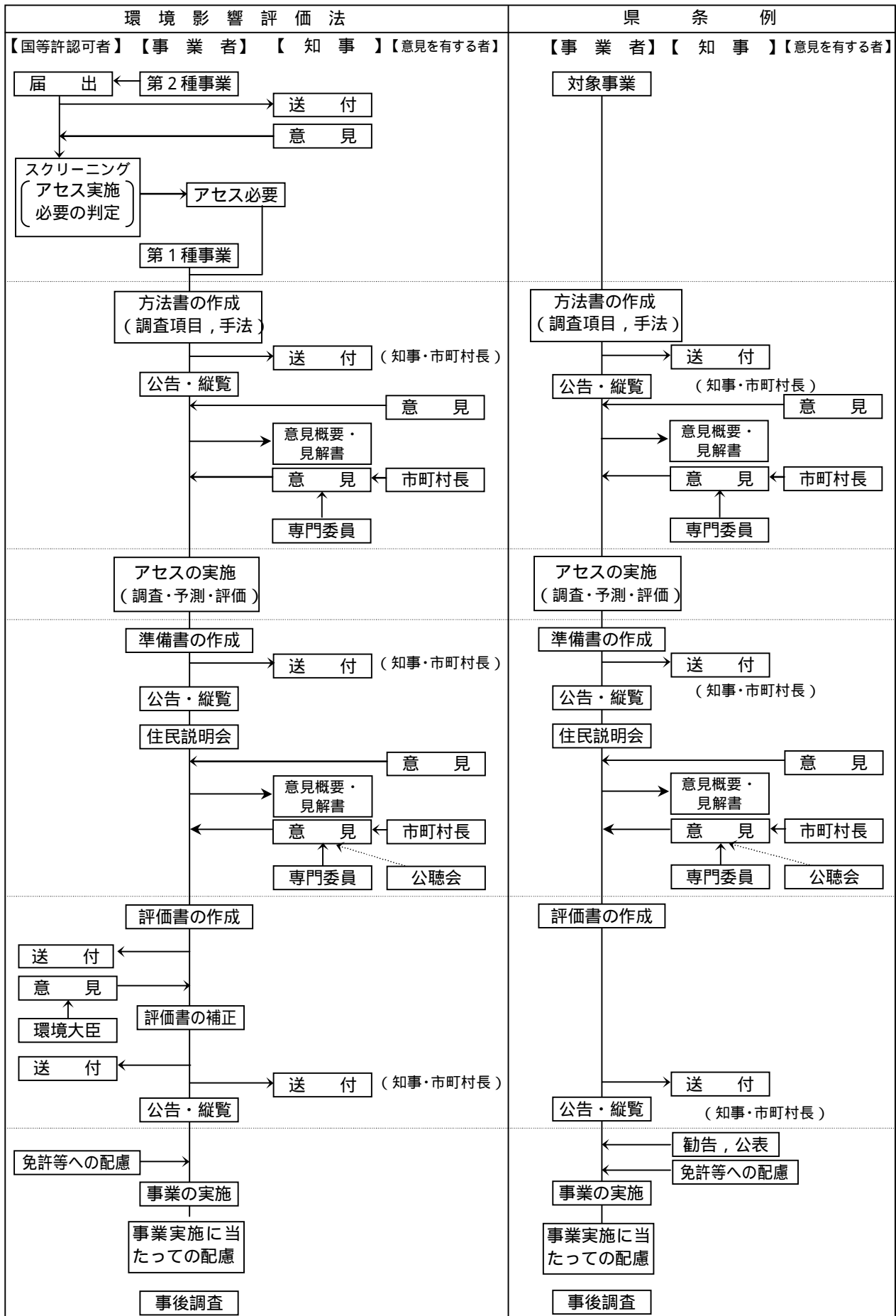
鹿児島県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、従来、「鹿児島県環境影響評価要綱」を制定していましたが、平成12年3月「鹿児島県環境影響評価条例」を制定（平成12年10月1日施行）し、県民の健康で文化的な生活の確保に尽力しています。

図表 2 -1 0 鹿児島県環境影響評価条例対象事業

種 類		一般地域規模	特定地域規模	備 考	
法に掲げる事業のうち条例対象とする事業	道路	一般国道，県道，市町村道，農道	4車線 6km以上	4車線 4km以上	法及び要綱に，県道，市町村道，農道，林道を追加
		林道	幅員6.5m 10km以上	幅員6.5m 7km以上	
	ダム，堰，湖沼水位調節施設，放水路	40ha以上	30ha以上	ダム：総貯水容量時の面積 堰：非洪水時最高水位面積 湖沼水位調節：露出水底の最大水平投影面積	
	普通鉄道及び新設軌道	5km以上	3km以上	新幹線，スーパー特急は全て法 新設軌道：道路以外に敷設される軌道（地下鉄等）	
	飛行場	1,250m以上 （かつ延長が250m以上）	900m以上 （かつ延長が180m以上）	自衛隊飛行場，離島飛行場も対象	
	水力発電所	1.5万kw以上	1.1万kw以上	原子力発電所は全て法	
	火力発電所	7万kw以上	5.5万kw以上		
	地熱発電所	0.5万kw以上	0.35万kw以上		
	廃棄物最終処分場	10ha以上	8ha以上	一般廃棄物最終処分場，産業廃棄物最終処分場が対象	
	公有水面の埋立及び干拓	20ha以上	16ha以上		
	土地区画整理事業	40ha以上	30ha以上		
	新住宅市街地開発事業	40ha以上	30ha以上	新住宅市街地開発法に基づく事業（千里ニュータウン等）	
流通業務団地造成事業	40ha以上	30ha以上			
港湾計画	120ha以上	90ha以上			
県要綱から引き継ぐ事業	住宅用地の造成	40ha以上	30ha以上		
	工業団地の造成	40ha以上	30ha以上		
	農用地の造成又は改良	造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上	要綱では，奄美地域に限定していたが，条例では県全域に拡大	
	ゴルフ場の建設	すべて	すべて		
	養豚場の建設	豚房 7,500㎡以上	豚房 5,500㎡以上		
	その他の土地改変	40ha以上	30ha以上		
	工場等の建設	総排出ガス量 20万Nm ³ /時以上 又は総排出水量 5,000m ³ /日以上	総排出ガス量 15万Nm ³ /時以上 又は総排出水量 3,750m ³ /日以上		

「養豚場の建設」の規模は平成15年9月1日より改正

図表 2 -1 1 環境影響評価制度の流れ



5 環境保全のための協定

環境保全協定又は公害防止協定は、企業と地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり、公害規制等の法令を補完し、地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか、企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが、円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

図表 2 -1 2 環境保全のための協定

締結日	協定の種類	事業場名	所在地	主要製品名	備考
S46.10.12	公害防止協定	鹿児島くみあい チキンフーズ	勝目町 3888	プロイラー	S51. 7. 2 全部改定 H 2. 3.15 全部改定
S46.12.27	"	九州電力(株) 川内発電所	港町 6110 -1	電力	S56. 7.22 全部改定 H16.10. 6 一部改定
S48. 7.16	"	京セラ(株) 鹿児島川内工場	高城町 1810	電気機械器具	H 2. 7.24 全部改定
S48.12.19	"	現在:(有)アステック 以前:樋脇精工	樋脇町市比野 5548	金型パーツ, 治工具	
S50. 6. 3	"	中越パルプ工業(株) 川内工場	宮内町 1 -26	紙・パルプ	H13. 9.20 全部改定 H14.11.20 一部改定
S52. 7.26	"	(株)ヤマカ	大小路町 3501	水産食料品製造	H13. 9.20 全部改定
S57. 6.12	安全協定	九州電力(株) 川内原子力発電所	久見崎町 1455 -5	電力	H 2.10.16 一部改正 H10. 3.30 一部改正 H11. 3.30 一部改正 H13. 7.25 一部改正 H14.11.29 一部改正
H 元.7. 1	公害防止協定	農事組合法人 旭養豚生産組合	さつま町大字 船木字小松原 5249 -133,134		
H 3. 4.12	環境保全協定	現在: PGPアセットホールディングス1(有) 以前: 城山観光(株)	入来町浦之名 4890 -11		入来城山ゴルフクラブ H19. 3. 1 現在の所有者 に権利移転
H 4. 1.13	"	九州電力(株) 甌島第一発電所	上甌町中甌 217	電力	
H11. 7. 8	"	中越パルプ工業(株) 産業廃棄物最終処分場	青山町 字堀切地内	脱水汚泥焼却灰	
H15. 3. 5	"	川内酒造協同組合 焼酎粕飼料化工場	陽成町 1496 -15	飼料原料	
S52.12.27	公害防止協定	川内環境センター	五代町 7632	し尿処理	市と地元住民との公害 防止協定である。
H 5. 4. 6	"	川内クリーンセンター	小倉町 5104	一般廃棄物処理	市と地元住民との公害 防止協定である。

九州電力(株)川内発電所、川内原子力発電所の協定は、県との3者協定
農事組合法人 旭養豚生産組合の協定は、旧宮之城町との3者協定

6 環境保全資金

(1) 鹿児島県環境保全施設整備資金利子補助制度

対象者	県環境保全施設整備資金の融資を受けた者。 国の制度資金のうち国民金融公庫，中小企業金融公庫，環境事業団の公害防止資金の融資を受けた者。 約定返済元金を返済している中小企業又は個人に限る。						
申請	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業者</div> 申請書	<table border="1"> <tr> <td>県環境政策課</td> <td>非製造業</td> </tr> <tr> <td>県経営金融課</td> <td>製造業</td> </tr> </table>	県環境政策課	非製造業	県経営金融課	製造業	
県環境政策課	非製造業						
県経営金融課	製造業						
備考	年利 3.5% を超える部分の利子が補助対象となる。						

平成 20 年 1 2 月現在

(2) 国の融資制度

窓 口	制 度 名	限 度 額	返 済 期 間	年 利
(株)日本政策金融公庫	環境・エネルギー 対策貸付（設備資金）	7,200 万円	15 年以内 〔据置期間 2 年以内〕	1.2% ~ 3.5%
	環境・エネルギー 対策貸付（運転資金）	4,800 万円	5 年以内 〔特に必要な場合，7 年以内〕	

平成 20 年 1 2 月現在